Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
Q_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033
Q_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
Q_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
Q_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0238
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0310
Q_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0181
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252
Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01822
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02533
$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00062
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00066
$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00104
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109
$Q_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00134
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

R_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分し

S_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033
S_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033
S_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
S_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
S_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0184
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0256
S_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0181
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0253
S_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00110
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099
$S_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00062
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00066
$S_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00104
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109

T_n　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is 値 0.3 未満）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分し